

この規定は、セーフガード措置に関係している。

合衆国メキシコカナダ協定実施法

第3編 産業及びサービスに対する協定の適用

サブタイトルA セーフガード

第301条 1974年通商法に基づく輸入救済に対するUSMCA条文の影響

(a) 一般

1974年通商法第2編第1章に基づき開始された調査において、国際貿易委員会が肯定的決定（又は、1930年関税法第330条(d)により、大統領が肯定的決定とみなす決定）を行った場合、次の認定（及び、当該損害認定が大統領に提出されるときは、大統領へ報告）もまた行わなければならない。

- (1) USMCA国からの物品の輸入が、個々に考慮して、全輸入の実質的な割合の主要な原因であるかないか。
- (2) USMCA国からの物品の輸入が、個々に考慮し、又は例外的な状況において、USMCA国からの物品の輸入を、合計して考慮して、輸入によって引き起こされる重大な損害又はそのおそれに主に寄与しているかいないか

(b) 要素

(1) 実質的な割合

USMCA国からの物品の輸入が、個々に考慮して、全輸入の実質的な割合の主要な原因であるかないかの決定にあたり、当該国が、直近の3年間の輸入割合からみて計算した、調査の対象貨物の上位5の供給国にない場合、当該輸入は、通常は、全輸入の実質的な割合の主要な原因でないものとみなす。

(2) 「主に寄与している」の適用の基準

USMCA国からの物品の輸入が、輸入によって引き起こされる重大な損害又はそのおそれに主に寄与しているかいないかの決定にあたり、国際貿易委員会は、USMCA国の輸入割合の変化並びに当該輸入の水準及びその変化のような要素を考慮しなければならない。この適用において、損害を引き起こす輸入の伸びのあった期間における当該国からの輸入の伸びが、同一の期間におけるすべての供給源からの輸入に対し認めうるほどに低い場合、USMCA国からの輸入は、通常は、輸入によって引き起こされる重大な損害又はそのおそれにより主に寄与していないものとみなす。

(c) 定義

この条及び第302条の適用において「主に寄与している」とは、主要な原因をいい、最も主要な原因であることを要しない。

第302条 USMCA輸入に関する大統領の措置

(a) 一般

USMCA国からの輸入に関してこの編の第12章サブチャプターIIの第1部に基づく措置を行うか行わないか決定するにあたり、大統領は、次のことを決定しなければならない。

- (1) 当該国からの輸入が、個々に考慮して、全輸入の実質的な割合の主要な原因であるか否か。
- (2) USMCA国からの輸入が、個々に考慮し、又は例外的な状況において、USMCA国からの物品の輸入を、合計して考慮して、国際貿易委員会によって認定された重大な損害又はそのおそれに主に寄与しているか否か

(b) USMCA輸入の除外

この編の第12章サブチャプターII第1部に基づく措置の性質及び規模を決定するにあたり、大統領は(a)(1)又は(2)に基づく否定的決定を行った場合、USMCA国からの輸入を、当該措置から除外することができる。

(c) USMCA国の輸入の除外後の措置

(1) 一般

大統領が、(b)に基づいて、USMCA国からの輸入をこの編の第12章サブチャプターIIの第1部に基づく措置から除外し、その後、当該国からの輸入攻勢が、当該措置の効果を損なっていると認定する場合、

- (A) 大統領は、これらの輸入を措置に含めるための第1部に基づく適当な措置をとることができる。
- (B) 当該措置が行われている産業を代表する者は、国際貿易委員会に対し当該輸入攻勢の調査を開始することを要請することができる。

(2) 調査

(1)(B)に基づく要請を受理したときは、国際貿易委員会は、輸入攻勢が、当該措置の効果を損なっているか否かを決定する調査を開始しなければならない。国際貿易委員会は、当該要請を国際貿易委員会が受理してから30日以内に、大統領に調査の認定を提出しなければならない。

(3) 定義

このサブセクションにおいて、「攻勢」とは、最近の代表的な元となる期間の傾向を上回る重要な増加をいう。

(d) 数量制限を適用する条件

この条に基づく数量制限を布告する措置は、当該製品の輸入の最近の代表的な期間内に合衆国に輸入されたその製品の数量又は金額に合理的な伸びを加えた数量又は金額を下回らない当該製品の輸入を許可するものでなければならない。